

立川市子ども未来センター指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市子ども未来センター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市子ども未来センター

立川市錦町3丁目2番26号

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

合人社計画研究所グループ

広島県広島市中区袋町4番31号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで